

令和3年4月号

e~ろうむ.net

(い い 労 務)

連絡先：〒160-0023

東京都新宿区西新宿 4-1-10-205

社会保険労務士事務所NKサポート

電話：03-6304-2745

FAX：03-6304-2744

e-mail：info@e-606.net

「男性育休」を促進する育児・介護休業法等の改正案が上程されました

◆進まぬ男性育休の取得

令和元年度の男性の育休取得率は7.48%でした。過去最高ではあるものの、平成30年度の7.16%から小幅の上昇にとどまっており、依然低水準です。政府は令和7年までに、これを30%まで引き上げる目標を掲げています。しかし、多忙化や収入減少への対応、また「育児は女性がやるのが当たり前」という意識からくるパタハラ（パタニティ・ハラスメント）等を背景に、実際には取得は難しいと感じている男性が多いようです。

◆育児・介護休業法の改正案

この状況を改善するため、男性の育児休業取得促進策を盛り込んだ育児・介護休業法と雇用保険法の改正案（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律案）が閣議決定され、国会に提出されました。

(1) 男性の育児休業取得促進のため、子の出生後8週間以内に4週間まで取得することができる柔軟な育児休業の枠組み（男性育休）の創設

① 休業の申出期限は、原則休業の2週間前まで

② 分割して取得できる

回数は2回

③ 労使協定を締結している場合は、労働者と事業主の個別合意により、事前に調整した上で休業中に就業することが可能

(2) 育児休業を取得しやすい雇用環境整備および妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の事業主への義務付け

(3) 育児休業（男性育休を除く）を分割して2回まで取得することを可能とする

(4) 常時雇用する労働者数が1,000人超の事業主に対し、育児休業の取得状況の公表を義務付け(5) 有期雇用労働者の育児休業及び介護休業の取得要件のうち「事業主に引き続き雇用された期間が1年以上である者」であることという要件を廃止

(6) 育児休業給付に関する所要の規定の整備

成立すれば、上記2および5は令和4年4月1日から対応が求められます。育休制度の充実は、若い世代の人材確保にも大きな効果があります。これを機に、社内の体制について再考してみるのもよいでしょう。

4月1日から労災保険の特別加入の対象範囲が拡大されます

◆新たに3業種が加入の対象に

労災保険は、通常は企業で雇用されている労働者が補償の対象ですが、災害の発生状況の多い個人事業主に対して加入が認められている労災保険特別加入制度があります。現在、中小事業主や建設業の一人親方、農林漁業の従事者、海外派遣者などが特別加入の対象ですが、4月1日からその対象範囲が拡大されることとなります。

新たに対象となるのは以下の業種です。

・芸能従事者……テレビや映画、舞台の俳優・監督・演出家・スタッフ、音楽家など

・アニメーション制作従事者（アニメーター）

・柔道整復師

特に芸能従事者は、業務中のケガや事故が多いことから特別加入の対象になるのを強く希望しており、長年の議論によって認められることになりました。厚生労働省によると、これらの3業種の就業者は約29万人いるとされ、約1万5,000人の加入を想定しています。

4月の税務と労務の手続期限 [提出先・納付先]

12日

○ 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]

○ 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>

[公共職業安定所]

15日

○ 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書の提出 [市区町村]

30日

○ 預金管理状況報告の提出 [労働基準監督署]

労働者死傷病報告の提出

○ <休業4日未満、1月～3月分> [労働基準監督署]

○ 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]

○ 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]

○ 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]

○ 外国人雇用状況の届出 (雇用保険の被保険者でない場合)
<雇入れ・離職の翌月末日>

[公共職業安定所]

○ 公益法人等の法人住民税均等割の申告納付 [都道府県・市町村]

○ 固定資産税・都市計画税の納付<第1期>
[郵便局または銀行]

※都・市町村によっては異なる月の場合がある。

・土地価格等縦覧帳簿・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧期間

(4月1日から20日または第1期目の納期限までのいずれか遅い日以降の日までの期間)